

<意見提出様式>

あて先：環境省地球環境局地球温暖化対策課

件名：電気事業者ごとの排出係数の算出及び公表について（案）への意見

住所：京都市中京区高倉通り四条上る高倉ビル305

氏名（会社名／部署名／担当者名）：気候ネットワーク 代表 浅岡美恵

職業：

電話番号：075-254-1011

ファックス番号：075-254-1012

電子メールアドレス：kyoto@kiconet.org

意見内容（以下のとおり）

基本的な意見

・排出量の算定・公表は基本的に直接排出とすべきである。電力配分後では、発電所の運用についてわからず、その情報をもとに消費者が選択をすることができない。燃料転換等の効果的な削減対策を行える発電事業者の排出とあえてしない排出計算方法を続ければ、発電事業者の削減努力を促すことができない。

・京都メカニズムクレジットは、未達成分の総量削減に使うことはともかく、排出係数に使うのは、排出係数が排出量と電力量の比を表わすものであるという基本原則からも、またマラケシュ合意で確認された国内対策優先・京都メカニズムクレジットが補完的との原則から見ても、理屈にあわない。直接排出を基本とすればこのような無理な係数の細工も不要になる。

・昼夜別係数については、自社分についても、他者からの購入についても、発電所ごとの時間別運転状況の情報が全て国民に公開されることを前提とすべきである。そうでないならば発電会社が恣意的に夜間電力に有利な係数を設定する可能性を排除できず、認めるべきではない。

・情報公開法では、国の情報は基本的に開示することになっており、当該情報もそれに従うのは当然のことである。国会で定めた法律の抜け穴になるような規定を、省令等のレベルで行うことがあってはならない。

各所の意見

1. 総論

「(5) 調整後排出係数の算定方法」について(p2)

京都メカニズムクレジットを排出係数の計算にいれるべきではない。あくまでも電力会社の総量の未達成分の差し引きに使用することに留めるべきである。

「(6) 実排出係数及び調整後排出係数の公表までの手続」について(p2-3)

「なお、根拠資料のうち、電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より申出が行われた資料については、確認後に当該電気事業者へ返却する。」という規程案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年5月14日法律第42号（以下「情報公開法」））がありながら、公然と抜け道を作るに等しいものであり、速やかに撤回すべきである。

2. 実二酸化炭素排出量の算定方法

（2）他者から調達した電気

・「平均熱効率の使用」（p4）

「発電端熱効率としては、実測等に基づくもののほか、平均熱効率を用いることができる。」とあるが、これでは効率が平均以下の事業者を利することになり、努力する者が報われない。明らかでない場合には、30%など最低レベルを使用させ、電気事業者による開示を促進させるべきである。

・昼夜別係数（p4）

昼夜別係数は、発電所ごとの運転情報が公開されることを前提にのみ認めるべきである。

3. 調整後二酸化炭素排出量の算定方法(p6)

京都メカニズムクレジットを排出係数の計算に入れるべきではない。あくまでも電力会社の総量の未達成分の差し引きに使用に留めるべきである。

・別紙4（p12）

「グリーン電力」を名乗る場合（案では日本卸電力取引所の試行について言及があるのみだが）、原子力や、京都メカニズムクレジットオフセット電力をそれに認めるべきではない。これらは「グリーン電力」にそぐわないものであり、これから育てるべき市場の拡大を阻害することになる。